

(案)

制定 令和4年3月 日

大阪市建設事業評価実施要綱細則

大阪市建設事業評価実施要綱第13条に基づき、建設事業評価に関し必要な事項を定める。

第1条 要綱第3条で定める「すでに有識者等の意見を聴取したと認められる事業」の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 事業の実施にあたり、施設の必要性等について、都市計画審議会において審議され、都市計画の決定または変更がなされた事業
- (2) 事業の実施にあたり、事業の必要性等について、外部の視点からの意見・助言を有識者から得た事業であって、その意見を踏まえて、大阪市として事業実施の方針を決定したもの
- (3) 事業再評価の対象事業であって、前回評価における意見聴取以降において、総事業費等の事業計画や、必要性・実現性に係る社会経済情勢の大幅な変化が生じていない事業。

ここで、「総事業費等の事業計画や必要性・実現性に係る社会経済情勢の大幅な変化」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ・ 総事業費の3割以上の増加
- ・ 必要性に関して、前回評価で示された利用者数や整備効果の3割以上の減少
- ・ 実現性に関して、何らかの理由により事業を中止、休止する場合
- ・ その他、事業の自己評価において、事業の必要性、実現見通し、優先度の評価が低下している場合

第2条 要綱第6条で定める「当該事業に係る事業着手のための経費」については、以下のとおりとする。

- (1) 別表-1の①に該当するものについては、予備調査費等を含まない当該事業の事業費
- (2) 別表-1の②に該当するものについては、当該事業の実施設計以降の事業費

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。